

無料サイトがきっかけで出会い系サイトのトラブルに —期待を抱かせる巧妙な手口で不当な請求—

出会い系サイト*の利用料等に関する相談が、また増加しつつある。

全国の消費生活センターにおいて、2004 年度には約 5 万件、2005 年度約 3 万件、2006 年度約 2 万 4000 件と減少しつつあったが、2007 年度は 3 万件に迫っており、前年度比 125%と増加に転じた。

今国会で「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（出会い系サイト規制法）」「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（特定電子メール法）」の改正について審議され、5 月末可決、成立した。結果、異性紹介事業者には届出制が、広告宣伝メールはオプトイン方式の規制が、それぞれ導入されることとなり、「特定商取引に関する法律（特定商取引法）」の改正についても審議中である。これらの規制強化や導入¹⁾が予定される中、お金をもらえとかが異性との出会い・交際に期待を抱かせる巧妙な手口に誘われ、不当に料金を請求されたという相談が目立つようになった。

このような利用料の一方的な請求にそのまま応じることのないよう、注意を喚起し、被害の未然防止を図るため、情報提供することとしたい。

* 出会い系サイトとは

インターネットを通じて、見知らぬ異性との交際を希望する情報を多くの人が見られるように掲示し、電子メールなどお互いに連絡を取り合えるようにするなど「出会いの場」を提供するサイト。

このサイトを利用するためには、携帯電話会社への通信料のほかにサイト運営業者に利用料を支払うことが必要。利用料は、掲示板を見る、メールを送る、メールを読む、画像を見るなど、一つ一つの操作に課金されるシステムで、ポイント制となっている場合が多い。操作ごとにポイント数が決まっており、ポイントを購入してこれらの操作を行う。利用料の支払い方法は銀行振り込み、コンビニ決済（前払い式）、電子マネー、カード決済（後払い）などから選択できる。

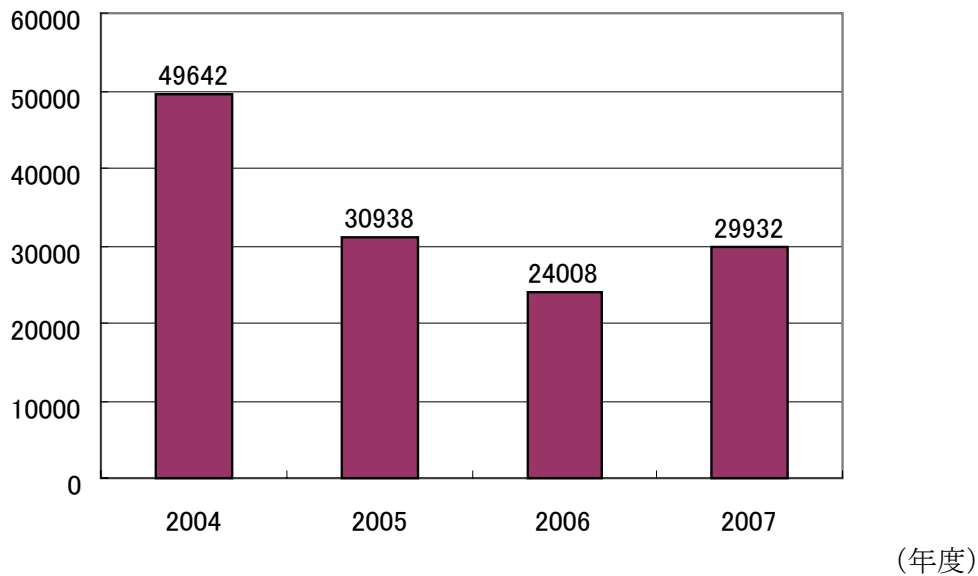
1. 相談件数

2004 年度から 2007 年度までの 4 年間で出会い系サイトの利用料等に関する相談は、約 13 万 5000 件に上った。これらの中には、サイト利用料の架空請求以外に相談者が何の料金か判らず「以前利用した出会い系サイトの料金の請求だろうか」「過去に登録した出会い系サイトと関連があるのだろうか」と申し出ている場合や出会い系サイトから他の有料サイトに誘導された場合なども含まれている。

¹⁾ 「改正出会い系サイト規制法」はサイトを開設しようとする事業者に届け出を義務付け、「改正特定電子メール法」は広告宣伝メールの規制に関し、オプトイン（あらかじめ同意を得た者に対してのみ送信を認める）方式の導入や罰則の強化などがそれぞれ導入される。「改正特定商取引法」においては、通信販売事業者としての電子メール広告の規制強化などが予定されている

(件数)

年度別相談件数



※ 2008年4月20日までのP I O-N E T入力分。

※ P I O-N E T (全国消費生活情報ネットワーク・システム) は、国民生活センターと全国の消費生活センターをオンラインネットワークで結び、消費生活に関する情報を蓄積しているデータベースのこと。

2. P I O-N E Tにみる相談の特徴

(1) 契約当事者について

性別内訳を年度別にみると、2004年度から2007年度にかけて、男性が87%から63%と減少し、女性の割合が12%から36%と3倍増となっている。

年代別内訳では、いずれの年度においても20歳代が多く、次いで30歳代となっている。20、30歳代を合わせて2004年度には7割、2007年度は6割を占めている。

(2) 契約金額 (一方的な請求額も含む) について

契約金額をみると、いずれの年度においても1万円以上5万円未満が最も多く、3分の1から4分の1はこの範囲となっている。平均の契約金額は、2004年度13万円、2005年度21万円、2006年度20万円、2007年度17万円であった。

(3) 支払い方法における信用供与の有無について

支払い方法に関しては、いずれの年度も大多数が「信用供与なし (即時払い)」(8割以上)であった。「信用供与あり」においては、2004年度には1%に満たなかった販売信用の割合が、2007年度には6%となりキャッシュレス化の傾向がみられる。

3. 相談事例

(1) 意図せず出会い系サイトに入り、料金を請求されるケース

【事例1】SNS²⁾での友人からメールでサイトを紹介された。そのサイトを通じて友人とメールの交換をしたが、直後にサイト運営業者から「ご登録ありがとうございました」とメールがあり4800円を請求された。有料との表示や利用規約などはなく、出会い系サイトであったことも知らずにいた。受信拒否しているが、支払うべきか。

(’08年2月受付、契約当事者:18歳 男性 学生 南関東)

2) ソーシャル・ネットワーキング・サイト

新たな友人関係を広げることを目的に、参加者が互いに友人を紹介し合い、友人の関係、個人の興味・嗜好等を登録していくコミュニティ型のウェブサイト

【事例2】無料の懸賞サイトに登録したら、携帯電話に4等400万円の懸賞に当選したというメールが届いた。賞金を受け取るために必要といわれ、出会い系サイトに個人情報に登録した。サーバーに故障があった、手違いがあったなどの理由で何度も同じメールを送った。約10万円近いポイントの購入代金はカード決済とした。結局賞金は振り込まれなかった。

(’08年3月受付、契約当事者：20歳代 女性 給与生活者 山陽)

【事例3】無料の占いサイトに登録したら、出会い系サイトからメールが届くようになり、「女性無料」とあったので興味本位に利用した。途中で有料に切り替わったが、「会ったときにポイント代は肩代わりする」「直接のメルアドを今度教える」などと交換相手が言うので続けた。結局、ポイント代は自分が支払ったまま、会う直前にいつもドタキャンされ、メールの相手は「サクラ」ではないかと思うようになった。現在、100万円の借金がある。

(’08年2月受付、契約当事者：30歳代 女性 家事従事者 南関東)

【事例4】無料の着メロサイトにニックネーム、年齢、性別を入力して利用したら、複数の出会い系サイトに登録になったようで、難病の幼児を持つ父親だという男性からメールが届いた。同情して話を聞いたところ、手術するので子どもに会ってほしいなどと言われ、相談にのったりした。ポイント代は相手が会って払うというのでカード決済としていた。結局、相手とは会えないまま、およそ80万円程度の利用料の支払いを請求されている。

(’07年8月受付、契約当事者：40歳代 女性 給与生活者 北海道・東北北部)

(2) サイト利用経験者が二次請求にあうケース

【事例5】以前利用していた出会い系サイトの料金が3万円未払いのままになっていると債権回収会社を名乗る業者から連絡があった。自分は料金を払って利用し、まだポイントが残った状態で退会を申し出ている。届いたメールはすべて削除していた。払わなければいけないか。

(’08年1月受付、契約当事者：30歳代 男性 自営・自由業 東海)

【事例6】かつて登録していた出会い系サイトを利用していないからとサイトの代行会社と名乗る業者から月額10,000円のレンタルサーバー代14万円を請求する電話があった。登録したサイトは完全無料だが、同時登録となった有料サイトでは30日間利用しないとレンタルサーバー代が課金されるという。利用規約を確認したが、そのような表記はなかった。

(’07年10月受付、契約当事者：20歳代 男性 給与生活者 近畿)

【事例7】以前からいくつかの出会い系サイトを利用してきたが、利用料はすでに支払っている。今回請求してきた業者にはすでにメールで退会を通知した。退会処理がされていないということで、リサーチ会社を名乗る業者から携帯電話にサーバー使用料、督促料、電話番号調査料、延滞料等15万円を本日中に支払うよう連絡があった。

(’07年4月受付、契約当事者：40歳代 男性 自営・自由業 南関東)

4. 事例にみる問題点

(1) 懸賞サイト、占いサイト、着メロや着うたをダウンロードできるサイトなど無料のサイトにアクセスすることにより、本人の意思とは無関係に複数の出会い系サイトにも同時登録となり、不当な料金を請求される(事例1. 2. 3. 4.)。

(2) さまざまな事情から頻りにメールをやり取りしポイントを次々と購入することになる。「サクラ」が「会って払う」と費用負担を約束しては場所や時間の変更のために何度もメールする、画像付きメールを送るなどポイントを多く使わせることによって、利用料を高額にしている(事例2. 3. 4.)。

(3) 「未払いがある」「退会処理がされていない」などを理由にサイト利用経験者はサーバー使用料、調査料、登録料、延滞料などの二次請求にあう被害が発生している(事例5. 6. 7.)。

(4) サイト利用料の支払い手段をクレジットカード決済にした場合、思いがけず高額な請求になりがちである（事例4.）。

5. 消費者へのアドバイス

(1) 無料サイトに安易に近づかない

「無料」という言葉に気を許しがちだが、なぜ、無料になるかを考えてみてほしい。意図しない出会い系サイトからの勧誘広告メールが届くようになる背景には一つのサイトに登録すると同時にいくつものサイトに情報がもたらされることになっていると考えられる。無料だからといって、安易にアクセスし、不用意に個人情報を入力しない。

(2) 不当な請求に対しては支払わない

利用していなければ支払う必要はない。「登録したから」「請求が何度も来るから」「面倒だから」などの理由で請求に応じたり、聞かれるまま氏名や住所など個人情報を教えたりすると、さらに別の業者から次々と別の名目で請求を受けることになり、被害がさらに拡大する恐れがある。また、サイトを利用した事実があっても、利用規約に明記されていない名目の料金については支払い義務がない。

事例にある「債権回収会社」「サイトの代行会社」「リサーチ会社」などは正当な請求者とはいえ、単に相談者の個人情報を知り得た第三者の可能性が高い。

(3) 出会い系サイトのメールが届いたら

- ① 請求があっても安易に連絡したり、氏名や住所、勤務先などの個人情報を教えたりしてはいけない。
- ② 執拗な請求はドメイン指定拒否の設定をし、必要に応じてアドレスを変更する。
- ③ メールの内容は証拠として残す。
- ④ 悪質な広告・宣伝メールは、迷惑メール相談センター³⁾へ情報提供する。
- ⑤ 不安なことや困ったことがあれば消費生活センターに相談する。
(過去に裁判手続きを利用した架空・不当請求があったので、「裁判所」から通知が届いた場合は放置せず、消費生活センターへ相談する)

6. 情報提供先

- (1) 経済産業省消費経済政策課、消費経済対策課
- (2) 警察庁生活安全局生活環境課
- (3) 総務省総合通信基盤局消費者行政課
- (4) 内閣府国民生活局国民生活情報室

参考；国民生活センター 2008年2月6日公表

「懸賞金が当たった」とメールがきても、絶対にお金を支払わないで！

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20080206_3.html

【本件連絡先】

相談部 (担当：藤森)
電話 03-3443-8359
FAX 03-3443-8879

³⁾ <http://www.dekyo.or.jp/soudan/index.html> (財)日本データ通信協会

転送する場合の送信先アドレス meiwaku@dekyo.or.jp

携帯電話から転送の場合は、文頭に「受信月日」「送信者アドレス」を記載のこと